【表紙】

【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	アレン・アンド・オーヴェリー外国法共同事業法律事務所 弁護士 伊藤 理
【住所又は本店所在地】	東京都港区六本木6丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー38階
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成25年4月26日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

第１【発行者に関する事項】

発行者の名称	アジア･アライアンス･ホールディングス株式会社
証券コード	9318
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第２【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者）／１】

（１）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	サンフンカイアンドコーリミテッド (Sun Hung Kai & Co. Ltd.)
住所又は本店所在地	香港､コーズウェイ・ベイ、ハイサン・アベニュー33､ザ・リー・ガーデンズ42階 (42nd Floor, The Lee Gardens, 33 Hysan Avenue, Causeway Bay, Hong Kong)
旧氏名又は名称	―
旧住所又は本店所在地	―

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木6-10-1六本木ヒルズ森タワー38階 アレン・アンド・オーヴェリー外国法共同事業法律事務所 弁護士 中島 太郎
電話番号	03-6438-5200

２【提出者（大量保有者）／２】

（１）【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	イットソリミテッド (Itso Limited)
住所又は本店所在地	香港､コーズウェイ・ベイ、ハイサン・アベニュー33､ザ・リー・ガーデンズ42階 (42nd Floor, The Lee Gardens, 33 Hysan Avenue, Causeway Bay, Hong Kong)
旧氏名又は名称	―
旧住所又は本店所在地	―

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木6-10-1六本木ヒルズ森タワー38階 アレン・アンド・オーヴェリー外国法共同事業法律事務所 弁護士 中島 太郎
電話番号	03-6438-5200

第３【訂正事項】

訂正される報告書の報告義務発生日	平成25年4月9日
訂正される提出書類名	変更報告書 No.34

訂正内容	**平成25年4月16日に提出した変更報告書No.34について、株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第2条第2項・第8条第2項に定める書面（非縦覧）の内容に誤りがありましたので、訂正いたします。**